

## 令和6年度第1回琴浦町総合教育会議

### 会議の概要

日時	令和7年1月23日(木)15:30~16:50
場所	琴浦町役場本庁舎 防災会議室
出席委員	福本まり子町長、田邊正博副町長 河原裕司教育長 森田澄恵委員、黒松悟司委員、鍛川智恵委員、吉川公一委員
説明等のため 出席した者	桑本教育総務課長兼学校給食センター長、山根社会教育課長
傍聴人	なし

### 日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
  - (1) 地区公民館の現状と今後のあり方について
  - (2) その他
- 4 閉会

### 会議の要旨

教育総務課長	(開会) 15:30 令和6年度第1回琴浦町総合教育会議を開会します。
町長 教育長	(町長あいさつ) (教育長あいさつ)
教育総務課長	それでは、協議事項に移ります。 「地区公民館の現状と今後のあり方について」これまでの経過について 担当課より説明をお願いします。
社会教育課長	(資料により説明) 令和5年6月に琴浦町地域づくりの方針を整理し、公民館を基軸とした 地域づくりをすすめていただいています。 地域づくりの方針については、各地区の実態に即した地域振興や組織の あり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進めるということで、議会とも 共有しながら行っています。 現在、各地区には公民館を設置し、職員を配置しています。社会教育課 が担当課として、日々の活動内容や相談、業務連絡を行っています。公民 館の位置づけは、公民館事業や地域づくりの拠点とするとともに住民主体 の活動を支える基盤をつくっているものと捉えています。また一方で、自 治会と町との連絡調整という繋げる役割を持っています。 昨年3月議会にて地域運営組織条例を制定、古布庄、以西、安田地区の

協議会を認定し、交付金により活動を行っています。公民館は事務局としての役割をもち、地域運営組織と一体になって地域活動に取り組んでいる状況です。

昨年3月の地域運営組織条例を制定の際、公民館条例の一部を改正し、公民館運営協議会（以下「公運協」）の設置を任意化する予定でしたが、議会の修正動議により公運協は設置が必須のままとなっています。

こうした中、古布庄、安田地区については、公運協の委員を地域運営組織である協議会の役員が兼ねており、以西地区は公運協の委員選出に至っていない状況となっています。

古布庄地区については、公運協と協議会の役員会を兼ねて開催していますが、安田地区に関しては、それぞれの会議を別々に開催しており、内容の重複も起こっているような現状です。

教育総務課長

地域運営組織がある地区とない地区が存在している中、今年度、公運協の組織のあり方、運営の仕方が違っている現状についての説明でした。

この件に関しまして、委員からご感想やご意見がありますか。

教育委員

地域運営組織を立ち上げた3地区については、協議の場が2か所あることとなります。同じ議題を繰り返すのは負担であり、不合理であると考えます。内容的には地域運営組織は、今までの公民館活動に加え、地域づくりに特化した部分があるものと捉えています。必ず公運協を置かなければならないといった表現ではなく、それを兼ねることをができるのがよい。スリム化する意味でも改正してもいいと考えます。

成美地区の取り組みが人が集える活動となっています。赤碕地区も見習いたいという声を聞いています。必ずしも地域運営組織を立ち上げる必要はないとは思いますが、この3地区、成美地区の取り組みが全町に広がっていけばよいと考えています。

教育委員

地域運営組織がある地区は、活動内容は組織内で十分な議論がされて活動につながっています。公民館が主で取り組んでいるところは、公運協が相談役となっています。地域運営組織がないところも公運協は必要と思います。しかし、地区ごとに設置を決めつけるやり方ではなく、役割が重複になるので公運協を必要ないとする地区については、置くことができるとして実態に即した形がよいと考えます

教育委員

目的は地域が元気になって、人と人が繋がることです。目的や活動が一緒であれば、地区の状況は違ってきてよいと思います。地域活動がやりやすい形に変えていくことがよいと考えます。

教育委員

県外勤務が長く、地域に根付いた活動をこれまでできていませんでした。地域が運営しやすい枠づくりをするのがよいと思います。地域にある組織が運営しやすい形が求められているものと思います。

教育長

協議会と公民館を一体化して公民館をなくしていく流れがこれまでありました。町一律での取り組みが難しくなってきた中で、地域の実態に即した公民館、地域づくりのあり方を示してきました。

結果として、まちづくりセンター化をしなかったことで、公民館の事業

も審議できる協議会が地域にできてきたと考えます。他の市町では社会教育が衰退するという懸念の声を聞いたところもありました。琴浦町では主管課が社会教育課であり、職員が関わりを持つことで、そういった懸念がない形となっています。

副町長

はじめには、公民館がなくなってしまうという危機感をお持ちの方がいました。最終的には前提として公民館を残して活動していくことについて説明してすすめたが、理解してもらえなかったのが現状でした。公運協をなくすと受け止められたのでうまくいかなかったと思います。公運協の代わりを担える組織があるのであれば、地域の実態に合わせて負担を減らす方に持って行くことがよいと思います。教育委員の皆さんから大きな後押しをいただいた。

町長

この件については、何年も手探りでやってきました。公民館は社会教育の拠点であり、それぞれのカラーがでるものと思っています。特に中山間地域は危機感があり、地域振興がすすんできました。それが、公民館と代わるものではないと思っていますので、公民館が地域の基軸である点は間違いないところです。また、地区公民館は行政運営の一部を担ってもらっています。建物もそうですが、そういった意味でも地域の基軸となり、社会教育や地域の関わりをすすめる運営の仕方が今の琴浦町にはベターな方向と思っています。

館長をフォローしながら地域を盛り上げていくのが、地域運営組織であると考えています。主事を集落支援員としての役割を持たせ、2名体制としています。こども食堂や日曜日の居場所となるなど活動を広げていってもらいたい。

現在、社会教育法では公運協は「置くことができる」規定となっています。琴浦町の条例では、「置く」規定となっているので、基本は「置く」。役割を担うことができるのであれば、そうではないと整理したい。次の議会で提案したいと考えています。

教育総務課長

一律の規定ではなく。地域の実態に合わせたゆるやかな形がよいという意見であったと思います。

教育委員

せつかくの機会ですので、委員からその他聞きたい点等ありますか。主事・集落支援員の2人体制については、全地区ですすめていくのですか。

町長

地域から要望があれば、協議していきます。

教育委員

修正動議に賛成された方は、おそらく公民協を置かなければ、公民館を基軸とした活動が後退してくという懸念をもったのかと腑に落ちました。

町長

従来は公民館を残したいという意見の方もいます。

教育委員

公民館のメンバーだけでは足りないから、多くの方が関わって活動することで、やはり地域の特性がでてくるものと思います。

教育総務課長

今後の提案について、担当課より説明をお願いします。

社会教育課長

(資料により説明)

地域運営組織は、住民が主体的に活動して地域の運営方針を議論して実

践しています。現在は、公民館事業についても地域役員と一緒に審議して協働して活動しています。事務局としてましては、地域運営組織が地域の意向を適切に反映して、公民館事業を適切に審議する役割を担える体制が調ったと判断することができると考えています。

地域の実情やそれらを取り巻く状況もある中で、地域の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重して、活動しやすい体制を整えていきたいと考えています。町、教育委員会ともに意見の方向性がまとまれば、この3月議会にて公民館条例の改正を考えているところです。

昨年の修正動議の提案理由の中で主なものは、公民館活動の大きな役割を果たしている公運協の設置を任意化するもの、地域活動が阻害され社会教育が後退するとの内容でありました。

これらに対して、1年間の協議会の活動も踏まえ、事務局として考え方を整理しました。地域の社会教育の拠点である公民館の運営について審議することは必要と考えています。今年度、地域運営組織の活動にかかわる中で、住民の意向を適切に反映した審議を行う役割が担える組織であると判断しています。

また、全地区に公民館を設置し、職員を配置しています。所管課は社会教育課であり、日頃から情報共有や助言を行い、一緒に活動を推進してきました。公民館職員についても、地域運営組織の事務局に関わり活動支援を一体的に行っている現状です。社会教育課では各地区の担当職員を置き、役員会など協議の場に参加して、情報交換や確認を行っています。教育委員会事務局として、地域活動がより充実するよう支援していきますので、社会教育が衰退するような懸念は生じないと考えています。

細かい話ではありますが、地域運営組織条例で公民館条例の改正に触れるのは問題であるとの意見もありましたので、この度は個別の議案として整理をしていきたいと考えています。方向性がまとまれば、3月議会で上程を考えています。

教育総務課長

改めて公民館条例の改正を提案していきます。公運協を置かなくてもよいという誤解を生じるものではなく、その役割を地域運営組織が担うことができるという内容にしていくものです。

改正案について次の教育委員会で協議いただき、3月議会へ上程したいと思います。

町長

地域の人たちが、どうやったらよい活動ができるのか、やりたい様にする体制を整備して、有意義な活動につなげたいと思います。委員の皆様のご協力を願います。

教育総務課長

総合教育会議は以上で閉会とします。

(閉会) 16 : 50